

令和4年第3回 唐津市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年3月7日(月) 午後2時30分～午後4時
2. 開催場所 浜玉公民館大会議室
3. 出席委員

1番 山崎正廣	2番 脇山久利	3番 袈裟丸一彦
4番 脇山祐治	5番 宮原敏久	6番 山添 明
7番 川添哲也	8番 三塩政廣	9番 内山敏彦
10番 阿蘇孝市	11番 井上順一	12番 伊藤富幸
13番 石川利恵	14番 峯 政敬	15番 松本耕一
16番 峯 直子	17番 吉田 哲	18番 宮崎隆広
19番 阿部 太		
4. 欠席委員
なし
5. 議事日程
 - ・議事録署名委員の指名
 - ・議案第14号
農地法第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第15号
農地法第4条および第5条の規定による許可申請について
 - ・議案第16号
農地法第4条の規定による許可申請について
 - ・議案第17号
農地法第3条の規定による許可申請について
 - ・議案第18号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について
 - ・議案第19号
農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	檜崎 高志
農地係長	中田 賢治
農地係主査	小林 康史
農地係副主査	槻木 昇平
振興係長	田中 恭子
振興係主査	山崎 友美
振興係職員	吉本 彰也
浜玉分室職員	前田 美穂
相知分室係長	藤田 直樹
北波多分室職員	鬼塚 勝臣
肥前分室職員	柴田 大地
鎮西分室職員	末武 拓也
呼子分室職員	荒金 知美
七山分室係長	阿賀野 忠司

7. 審議の内容

事務局長 それでは定刻になりましたので始めたいと思います。皆様ご起立をお願いいたします。一同、礼。ご着席ください。本日の総会の出席委員は19名全員出席でございます。定足数に達しておりますので、本日の総会は成立いたします。それでは会長挨拶からお願いいたします。

山崎正廣会長
(議長)

(会長の挨拶)

それでは、ただいまより令和4年第3回唐津市農業委員会総会を開会いたします。なお、本日の議事録署名人に、議席番号11番井上順一委員、議席番号12番伊藤富幸委員を指名いたします。事務局長に諸般の報告をさせます。

事務局長

それでは本日の付議事項を朗読いたします。議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について6件、議案第15号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について1件、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について4件、議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について15件、議案第18号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について35件、議案第19号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について8件、計6議案69件でございます。以上ご審議ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。なお、個人情報保護の観点から、申請者の住所、氏名、申請農地の所在地等の朗読は省略いたしますので、詳細につきましては議案集をご覧くださいと思います。

います。また、農地転用の案件で、立地基準と許可基準は、農地転用許可基準表の番号のみを申し上げますので、内容につきましては一覧表でご確認いただきたいと思います。

議長 ただいま報告のとおり、今回の付議事項は、議案第14号から第19号までの6議案69件であります。なお、傍聴の方は、自分の関係分が済めば、随时お帰りになられて結構でございます。前もってお知らせをいたしておきます。これより審議を行います。議案集1ページ、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案書の1ページ、整理番号1番について説明させていただきます。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田2筆、面積は合計で2,209平方メートルです。現況は、水田になっております。目的は、共同住宅および貸家住宅です。使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の1ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、2ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、3ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大10センチメートルの盛土を行ない、整地し、共同住宅は現状のままで、貸家住宅予定地の東および南側にはコンクリートブロックを新設、東西および北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設排水設備を介して東および西側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して東および西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

大津禎規委員
(農地利用最適化推進委員)

唐津1区の大津と申します。3月4日、東部調査会で現地確認をいたしましたところ、周辺が〇〇〇〇周辺の住宅街となっておりました。特に問題はありませんでしたので、皆様方のご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、

挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田4筆、畑4筆、面積は合計で5,152平方メートルです。現況は、水田および休耕地となっております。目的は、店舗です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の4ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、5ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、6ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額借入金で、金融機関からの融資証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、開発許可申請、団地等造成、道路工事施工、法定外公共物（道路・水路・堤）改築、（道路・水路）占有申請、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、最大2.4メートルの盛土、9.8メートルの切土を行い、周囲には側溝およびコンクリートブロックを設置、南および西側は、L型および小型重力式擁壁を設置、敷地内の進入道路を新設し、

北側の国道から出入口とする計画です。排水について、雨水は新設道路側溝を介して一度西側に新設の調整池に貯留したのち、北側の道路側溝に放流、汚水も新設する道路に埋設する排水設備を介して北側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。中部調査会唐津5区担当の青木です。3月1日に、調査会全員で現地のほうを調査し、確認したところ、何も問題点はなかったということで、皆様に報告をいたします。場所としては、〇〇の〇〇〇〇〇〇、今の所〇〇になっておりますが、入口から入ってからすぐ左の所です。審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集1ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は、442.9平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、店舗兼居宅です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の7ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、8ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、9ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は自己資金および借入金で、金融機関の融資事前審査結果通知書および貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、整地程度で現状のまま利用し、南側には石積みの擁壁を設置、西側は法面保護、東側道路法面はモルタル吹付けを行ない、北側道路より出入口とする計画です。排水について、雨水は新設する側溝を介して西側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して西側の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および行政連絡員から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第3種農地の該当事項8番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

青木良夫委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。同じく中部調査会唐津5区担当の青木です。同じく3月1日の日に調査会全員で現地に行き、調査をして確認をしたところ、何も問題はなかったということで報告をいたします。場所といたしましては、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の前の所です。審議のほどをよろしく願いいたします。以上です。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の2ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議

案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑2筆、面積は合計で11,131平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は、資材置場です。賃貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の10ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、11ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、12ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、事業費は全額自己資金で、金融機関からの預金残高証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。なお、現在、形状変更を伴うかたちで造成された経緯について始末書が提出されています。

行政関係の手続きについて、県へ土地の大規模形質変更届、道路占用申請、団地等造成、埋蔵文化財発掘、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大4.98メートルの盛土、4.5メートルの切土を行い、整地し、北、東側は土留めを行ない、東側の道路より出入口とする計画です。排水について、雨水のみで施設内に新設する沈砂池を含む排水設備を介して東側の道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。

ます。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号5番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号5番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で144平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場、通路です。所有権移転によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の13ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、14ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、15ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、令和4年6月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、現状のままで、砂利敷きにて利用、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意

見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号5番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員 はい。4番脇山です。3月4日の日に東部調査会で現地を確認していただきました。(転用事情の詳細)…隣接する〇〇〇を駐車場として利用したいということで、今回申請がなされております。皆様の審議よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集2ページ、整理番号6番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 整理番号6番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は380平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、資材置場です。所有権移転に

よるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の16ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、17ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、18ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額自己資金で、預金通帳の写しが添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについて、下水道工事関連の協議がなされています。隣接農地等への影響ですが、現状のまま利用し、南側道路から出入口とする計画です。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は南側道路側溝へ放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号6番について説明を終わります。

議長

地区担当の西部調査会より補足説明があればお願いします。

山下平和委員
(農地利用最適化推進委員)

西部調査会鎮西1区の山下です。4日の日に調査会のほうで現地のほうを見てもらいまして、場所的には、○の部落を

ちょっと過ぎた、民家の少ない場所で、異議ないんじゃないかということで、皆さんの審議のほどをよろしく願います。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集3ページ、議案第15号農地法第4条および第5条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 議案書の3ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で1,424平方メートルです。現況は、ハウス畑になっております。目的は、共同住宅です。一部使用貸借権設定によるものです。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置等については、資料図の19ページをご覧ください。隣接地の地目などについては、20ページの字図をご覧ください。土地利用計画は、21ページのとおりです。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、金融機関の融資事前審査結果

通知書が添付されています。転用については、令和4年5月に着手する計画です。

行政関係の手続きについて、団地等造成、法定外公共物（道路・水路）占有許可申請、下水道工事関連の協議がなされております。隣接農地等への影響ですが、最大9センチメートルの切土を行ない、整地し、東および南側にはコンクリートブロックを新設、西および北側道路からの出入口とする計画です。排水について、雨水は敷地内に新設する排水設備を介して西および北側の道路側溝へ流し、汚水も新設する排水設備を介して西側道路の公共下水道へ接続放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

脇山祐治委員

はい。4番脇山です。申請地は、〇〇の〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇〇〇〇の所の〇〇〇〇〇を南に50メートルほど入った所になります。周りは工場や住宅地が広がっておりまして、申請地がそこにあります。3月4日に現地を確認いたしました。何ら問題はないということで、皆様の審

議をよろしく申し上げます。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、議案第16号農地法第4条の規定による許可申請について整理番号1番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。議案集4ページ、整理番号1番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は田1筆、畑4筆、面積は合計で15,233平方メートルです。現況は、雑種地になっております。目的は残土処分場、一時転用です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の22ページから24ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については現在まで農地を耕作の利便性向上目的で形状変更の手続きをされてきましたが、長期にわたっており、今回から残土処分地として一時転用の申請をされるものです。

南、東、西側は既存のまま、北側には石積みおよび法面

保護を施し、北側道路より出入口とする計画です。行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、既存敷地内に特殊排水路、素掘り水路内に石積みを設置して、穏やかな排水にする仕組みの排水路を介して北側の既存道路側溝に放流させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。3年間の一時転用のため、農地復元確約書が添付されています。

立地基準ですが、農用地区域内農地の該当事項1番に該当します。許可の基準は3番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号1番について説明を終わります。

議長 地区担当の中部調査会より補足説明があればお願いします。

坂本進委員
(農地利用最適化推進委員)

中部調査会唐津7区の坂本です。ここも3月1日に当地区委員と現地を見て、継続申請ということで、土地自体も流出等なく、問題ないということなので、審議のほどよろしくお願いたします。場所は、〇〇〇〇の〇〇〇〇〇〇の〇〇〇よりちょっと北側にあります。よろしくお願いたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」)
はい。川添委員。

川添哲也委員

7番の川添です。3年間の一時転用ということでご説明がありましたけれども、一時転用が3年間経過した後の確認というのはどういうことで行なわれるのでしょうか。

農地係長 はい。お答えします。復元報告書も含め、完了した際に完了の届を出していただくようになります。それに基づいて事務局で確認をしまして、その報告書は県のほうにも出さないといけないものですから、それで確認をするようにしております。3年で確実に終わるとは思うんですけど、今までが長くかかっているものですから、心配はしているんですけど、年度末ぐらいしか泥が入っていないことは聞きました。

川添哲也委員 はい。今おっしゃったように、心配をされているということで、私もそういうふう感じたものですから、ご質問をいたしました。了解しました。

議長 ほかにございませんか。(伊藤委員「はい。)」はい。伊藤委員。

伊藤富幸委員 はい。12番の伊藤です。私が思うのは、先ほどご質問ございましたように、どこで、いつ確認するのかなあというようなことを考えていたわけですね。だいたい3か月以内で完了するか、または1年以上になれば、その1年ごとに、その申請、進捗状況を報告しないといかんようになっているわけですね。その報告を受けた場合に、その進捗状況をどういうふうにして把握してあるだろうかというようなことでお尋ねします。

農地係長 はい。お答えします。進捗状況の報告が出た場合、写真付きでいただくんですけど、必要に応じて事務局のほうも確認に行っております。ただ、ここは高台にあるものですから、事務局のほうも確認はしていかないかなというの

は感じております。以上です。

伊藤富幸委員

1 2 番伊藤です。そこの現地について、前から私もよくあそこを通る時に見ていたわけですね。面積的に広大なために、雨水がどういうふうなかたちで流れるのかなと思いつつながら、見て通っておりました。その雨水がですよ、ほかに行くような、ちょっと道があるもので、〇〇のほうにはあまり流れているみたいでもないなと思いますけれども、中に入って確認してないので、どういうふうかなと。そのへんをやはり事務局のほうで確認される時には、十分に注意して確認をしていただきたいというふうに思っております。以上です。

農地係長

はい。本日総会前に現場を見に行っただけですけど、そこでこの転用事業者さんが来られまして、去年の7月から8月に結構大雨が降ったんですけど、その時も、この特殊な排水路なんですけど、そこを通して流したところ、あまり下のほうに鉄砲水的なものは行かなかったということは聞いております。この素掘りに石積みを入れて排水路を作っているんですけど、そこを穏やかに流れて、その水は敷地の一番北側の辺に水路が横断しております。で、裏の反対側のほうにずっと流れて行っているんですけども、そこから先はもうちょっと水路が大きくなっているですもんね。道路側溝ぐらいしかこっちの残土処分場にはないですけど、向こうには広がっていていますし、今日聞いたところでは、去年の大雨でも特に問題はなかったと言われているので、その点に注意して、もうとにかく被害が起きないように気をつけてくだ

さいというのは、事業者には伝えております。以上です。

議長 よろしいでしょうか。はい。ほかにご意見ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号2番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長 はい。整理番号2番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は40平方メートルです。現況は、休耕地になっております。目的は、駐車場です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の25ページから27ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、事業費は全額借入金で、貸与証明書が添付されています。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

隣接農地等への影響ですが、最大75センチメートルの盛土を行ない、西側にはL型擁壁を新設し、北側は既存擁壁を利用して土留めを行ない、整地し、東側道路より出入口とする計画です。行政関係の手続きについて、埋蔵文化財発掘、

下水道工事関連の協議がなされております。排水について、雨水のみで自然地下浸透および越流分は道路側溝に放流させる計画です。

隣接農地所有者からは異議なし、生産組合長および区長からは条件付き同意の意見書が添付されています。なお、条件につきましては、転用履行に際し、被害防止の確約書が提出されています。

立地基準ですが、第1種農地の該当事項2番に該当します。許可の基準は7番となっており、土地の選定理由書が添付されています。

整理番号2番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

内山敏彦委員 9番の内山です。3月4日の日に東部調査会のほうで現地を確認に行きました。そこは〇〇〇〇〇〇の東側にあたりまして、細長い形で畑があるんですけど、もう名前ばかりの畑みたいな感じで、〇〇〇〇〇〇の高さに上げて〇〇さんの駐車場にということで出しておられます。小さい、2台、軽1台と乗用車かなというぐらいのケースですけど、(転用事情の詳細) …ということで出しておりますので、調査会のほうでも問題はないだろうということで確認をしました。皆様のご審議よろしくお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集4ページ、整理番号3番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。整理番号3番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑1筆、面積は1,108平方メートルです。現況は、山林になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の28ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用については農地法の許可がいることを知らずに、令和3年頃〇〇を植林して山林として利用されており、これについての始末書が提出されています。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号3番について説明を終わります。

議長 地区担当の南部調査会より補足説明があればお願いいたします。

筒井正直委員
(農地利用最適化推進委員)

はい。相知1区の筒井です。3月1日に相知委員全員で現地確認をしましたが、周りは山林で、別に異議ないんじゃないかということで、皆さんの審議をお願いします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集5ページ、整理番号4番を議題とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

議案書の5ページ、整理番号4番について説明します。申請者の住所、氏名および申請地の所在については、議案書記載のとおりです。地目は畑2筆、面積は合計で4,640平方メートルです。現況は、荒廃地になっております。目的は、植林です。申請の理由および施設等の概要は、議案書記載のとおりです。申請地の位置および隣接地の地目等については、資料図の29ページをご覧ください。

許可基準ですが、一般基準としまして、転用の確実性について、既存ハウスの敷地内に〇〇〇苗を植えてありまして、

それを移植する計画で、事業費等については特に出しておりません。転用については、許可後、速やかに着手する計画です。

行政関係の手続きについては、特にありません。排水については雨水のみで、自然地下浸透させる計画です。

隣接農地所有者、生産組合長および区長から異議なしの意見書が添付されています。

立地基準ですが、第2種農地の該当事項6番に該当します。許可の基準は1番となっております。

整理番号4番について説明を終わります。

議長 地区担当の東部調査会より補足説明があればお願いします。

富岡剛委員
(農地利用最適化推進委員)

七山1区の富岡です。3月4日の日に調査会のほうで確認に行きましたところ、周りは既に荒廃地であり、山林に転用しても問題ないだろうということでした。〇〇〇畑で耕作してあったんですけど、(転用事情の詳細)…でありますので、山林への転用を申請するということでした。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 ほかに質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決を

いたしました。次に議案集 6 ページ、議案第 17 号農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題とします。整理番号 1 番から議案集 8 ページ、整理番号 15 番までの 15 件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

農地係長

はい。議案書の 6 ページから 8 ページをご覧ください。今回の案件は、所有権の移転に関する案件のみで、合計で 15 件です。申請人の住所、氏名、申請農地および申請の事由等については、議案書記載のとおりです。お手元の調査書 1 ページから 8 ページまでをご覧ください。調査書に記載しておりますとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長

それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。それではここでしばらく休憩をしたいと思います。3時50分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

15時40分 休憩

15時50分 再開

~~~~~○~~~~~

議長 それでは会議を再開いたします。議案集9ページ、議案第18号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画の作成要請について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集15ページ、整理番号35番までの35件については一括審議としたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 はい。説明の前に1件議案の修正をお願いいたします。（修正内容の詳細）…お手数ですが、修正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

では説明いたします。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が32件、使用貸借権の設定が3件です。面積は、合計で142,013平方メートルです。計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上

で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。次に議案集16ページ、議案第19号農業経営基盤強化促進事業による農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について（利用権）を議題とします。整理番号1番から議案集18ページ、整理番号8番までの8件について、一括審議としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、一括審議とします。それでは事務局に概要を説明させます。

振興係長 それでは説明いたします。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、市長より依頼のあった農用地利用集積計画（集積計画一括方式）の決定について回答をするものです。この農地中間管理機構が同時に権利の設定等を行なう集積計画一括方式は、農用地の出し手と受け手の調整が整っている案件については、農用地配分計画によらず、受け手に

権利の設定がなされ、市の集積計画のみで手続きが完了する仕組みとなっております。貸付人、借受人の住所、氏名、申請農地および設定する利用権の内容等については、議案書記載のとおりです。権利の種類は、賃借権の設定が7件、使用貸借権の設定が1件です。面積は、合計で31,461平方メートルです。計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上で説明を終わります。

議長 それではもう一度議案にお目通し、ご確認をお願いします。

【議案確認】

本案について、質疑や異議はございませんか。(川添委員「はい。」) はい。川添委員。

川添哲也委員 7番川添です。質問ですけれども、整理番号3番と4番ですけれども、譲受者が同じ人で、地目も一緒に、利用内容、〇〇、〇〇となっております。整理番号3番は無償で貸すようになって、使用貸借ですね、4番は賃貸借ということですが、何か理由があるのでしょうか。

振興係・吉本 はい。こちらについて、一部無償で一部有償という理由については、県のほうに質問は特にしておりませんので、こちらに関しては再度確認させてもらって、お答えさせていただこうと思います。大変申し訳ありません。

議長 よろしいでしょうか。(川添委員「はい。」) そういうことで、答弁のほうも後日よろしくお願ひしたいと思ひます。ほかに皆さんのほうから質疑はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認め、質疑を終了します。これより採決に入ります。本案について、原案どおり決することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

ありがとうございました。挙手全員、よって本案は可決をいたしました。以上をもちまして、議案第14号6件、議案第15号1件、議案第16号4件、議案第17号15件、議案第18号35件、議案第19号8件、計6議案69件は、いずれも原案どおり可決をいたしました。長時間のご審議誠にありがとうございました。